

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年4月13日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目ORE札幌ビル9階
札幌市スポーツ局スポーツ部企画事業課庶務係 電話 011-211-3044

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和8年度オリンピック・パラリンピック教育に関するバス手配業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日までとする。

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

ア 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 契約金額は入札書に記載された距離・時間それぞれの単価を採用し、当該金額の10%に相当する額を加算した金額とする。

ウ 入札書に記載する単価は1円以上1円単位とする。また、単価が空欄若しくは0円で入札されたものは無効とする。

エ 「北海道運輸局公示第127号(令和7年9月26日最終改正)一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の内容を厳守すること。（基準額未満の見積額の場合、いかなる場合も入札の対象としない）

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録がされている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 旅行業に登録または一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

(6) 履行する一般貸切旅客自動車運送事業において道路運送法の規定に基づく札幌運輸支局の営業区域の許可を受けていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条件を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和8年4月20日（月）13時00分（必着）

(3) 入札書の提出方法

- ア 入札書は1通のみ作成し、持参又は送付により提出すること。この場合、入札書に記載する日付は作成日とすること。
- イ 直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年度オリンピック・パラリンピック教育に関するバス手配業務 入札書在中」の旨を記載し、上記1宛、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ウ 送付により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和8年度オリンピック・パラリンピック教育に関するバス手配業務 入札書在中」の旨を記載し、上記1宛、入札書の受領期限までに送付しなければならない。ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年4月20日（月）13時30分

札幌市スポーツ局スポーツ部事務室内（札幌市中央区北2条西1丁目ORE札幌ビル9階）

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。